

乳幼児フッ素塗布のご案内

フッ素は歯の質を強化します。乳幼児を対象にしたフッ素塗布を次のとおり実施します。

- 日 時 8月16日(水) 午後1時～1時半
- 場 所 総合保健福祉センター2階『すこやかひろば』

開催の案内は個別通知しません。
年3回になるようフッ素塗布を受けると効果があります。

子どもの歯を守る

〔問〕福祉事務所 子育て支援係 ☎72-1123(内線508)

むし歯ゼロのお友だち

6月14日に行われた3歳児健康診査で、むし歯がなかったお友だちを紹介します。



ハッピー スマイル

くぼた こはる
久保田 心晴ちゃん

平成28年7月24日生

ひさし みき
久保田寿さん・未来さんの長女
(福島地区・寺里)

最近ハイハイができるようになったり、人が分かるようになってきました。初めての子育てで大変なこともあります。日々できることが増えて子どもの成長を感じることができるので楽しくやれています。他人の気持ちのわかる心の優しい人に育ててほしいですね。

Happy Smile

子育て info

●8月9日(水)3歳6カ月児健診

●8月16日(水)2歳児歯科健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●予防接種

予防接種は病気にかかる前に接種しておくことが大事なポイントです。「生後2カ月からのワクチンデビュー」をおすすめしています。

●「子ども発達相談室」が開設

言葉など発達に関して気になるお子さんへの支援やその周りの大人への関わり方の助言をします。気になることがありましたら、気軽にご相談ください。お一人ずつ予約制で対応させていただきます。

対象児:未就学児

日 時:毎週木曜日 午前中

場 所:市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば

児童扶養手当について

問/福祉事務所 こども政策係 ☎72-1123(内線507)

すくすく のびのび

子育て支援情報

児童扶養手当とは？

父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を育成する、ひとり親家庭に支給される手当です。

この手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

受給資格

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している父、母または父母に代わってその児童を養育している養育者(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)が受給できます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父(母)が死亡した児童
- ③ 父(母)が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父(母)に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父(母)が生死不明の児童
- ⑥ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母の婚姻(事実婚も含む)によらないで生まれた児童
- ⑧ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※ただし次の場合、手当は支給されません。

- 日本国内に住所を有しないとき
- 里親に委託されているとき
- 児童が請求者と異なる父(母)と生計を同じくしているとき
- 児童が父(母)の配偶者(事実婚を含む)に養育されているとき
- 児童福祉施設および障がい者福祉施設に入所しているとき
- 父(母)が婚姻の届出をしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係も含む)にあるとき

手当額

(平成29年8月1日現在)

受給者の所得に応じて全部支給・一部支給に区分され、一部支給の場合は、所得金額に応じて手当額および加算額が異なります。

対象児童	全部支給	一部支給
1人目	42,290円	42,280円～9,980円
2人目加算	9,990円	9,980円～5,000円
3人目以降加算	5,990円	5,980円～3,000円

※手当額については、物価指数によって変動します。

※3人目以降加算は、1人あたりの加算額です。

支給制限

受給資格者および扶養義務者などの前年の所得が児童扶養手当で定める所得限度額以上ある場合は、手当が1年間支給停止になります(詳しくはこども政策係までお問い合わせください)。

手当を受ける手続き

手当を受けるには、串間市福祉事務所認定請求の手続きをしてください(受給資格があっても申請の手続きをしないと手当は受けられません)。

手続きに来られる際は、申請に必要な書類についての説明などがありますので、必ず事前に電話などでお問い合わせください。

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン

児童扶養手当現況届の受付集中日のうち、8月14日(月)と15日(火)の2日間でハローワーク日南の臨時窓口を設置します。普段は忙しくてハローワークに足を運ぶことができないお父さん、お母さん、児童扶養手当現況届提出の際にあなたのお仕事の悩みをハローワークにご相談ください。

【臨時窓口】 ●日時 8月14日(月)、15日(火) 午前10時～午後3時
(正午～午後1時を除く)
●場所 市総合保健福祉センター

母子および父子家庭等医療費助成制度

母子および父子家庭などに対して医療費の一部を助成する制度があります。串間市に住所があり、健康保険に加入している母子および父子家庭の方が対象となります(所得制限があり、所得制限限度額以上の方は対象外となります)。

医療費の助成を受けるには、事前に受給資格を得るための申請をし、認定を受ける必要があります。助成の詳しい内容につきましてはお問い合わせください。